(趣旨)

- 第1条 この要綱は、災害時における初期消火、近隣者への飲料水以外の生活用水の提供等公益を目的とする井戸水の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (災害時生活用水協力井戸の指定)
- 第2条 市内に井戸を所有している者のうち災害時における井戸水の提供について協力を申し出る者は、災害時生活用水協力井戸指定申出書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する災害時生活用水協力井戸指定申出書の提出があった者 (以下この項において「申出者」という。)の所有する井戸を災害時生活用水協 力井戸として指定するときは、申出者に災害時生活用水協力井戸指定書(第2号 様式)及び災害時生活用水協力井戸指定標識(第3号様式。以下「標識」という。) を交付するものとする。

(災害時生活用水協力井戸指定協力者情報の提供)

- 第3条 市長は、災害時生活用水協力井戸として前条第2項に規定する指定を受けた井戸所有者(以下「指定井戸所有者」という。)のうち、次に掲げる情報を井戸所在地の自主防災会に提供することについて同意を得たときは、災害時生活用水協力井戸指定通知書(第4号様式)により、当該情報を井戸所在地の自主防災会長に提供するものとする。
 - (1) 井戸の所在地
 - (2) 井戸の所有者の住所、氏名及び電話番号
 - (3) 井戸の汲み上げ方法

(井戸水提供の協力)

第4条 指定井戸所有者は、災害時に近隣者から生活用水として井戸水の提供の申し出があった場合は、協力できる範囲内において飲料水以外の生活用水として井戸水を近隣者に提供するものとする。

(標識の掲示)

- 第5条 指定井戸所有者は、玄関等見やすい場所に標識を掲示するものとする。 (災害時生活用水協力井戸指定の取消し)
- 第6条 指定井戸所有者は、災害時生活用水協力井戸の指定の取消しを希望すると

きは、災害時生活用水協力井戸指定取消願(第5号様式)に第2条第2項に規定する標識を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の災害時生活用水協力井戸指定取消願の提出があったときは、災害時生活用水協力井戸指定取消願を提出した者に災害時生活用水協力井戸指定取消書(第6号様式)を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。